

● おくやみ

組合員・会員が死亡したとき

○ 公立学校共済組合

☎ 給付班(短期給付)

022-211-3676

○ 互助会

☎ 総務事業班

022-211-3678

給付の種類	対象者	担当	提出書類	添付書類
埋葬料 家族埋葬料	組・被	共済	・埋葬料・家族埋葬料請求書★	・市区町村の埋(火)葬許可書の写し ・埋葬に要した費用の領収書及び明細書 (原本) 組合員が死亡したときのみ ※請求者が被扶養者の場合は不要
	対象者		関連提出書類	添付書類
	組		・支払未済給付金請求書★	・戸籍謄本 ・通帳の写し
弔慰金 家族弔慰金	組・被		・弔慰金・家族弔慰金請求書★	・市区町村長又は警察署長の非常災害により死亡したことの証明書(原本)
死亡弔慰金	会 その他		・死亡弔慰金請求書★	・給付金等振込依頼届★
遺児育英資金給付金	遺児	互助会	・遺児育英資金(一時金)請求書★	・会員であった者の遺児であることを証する書類(受給者の戸籍謄本又は住民台帳、謄本等) ・遺児の入学、在学又は就職を証明する書類(在学証明書等) ・法定代理人が親権者以外の時は、これを証する書類

※ 支払未済給付金請求書は組合員が死亡した場合になります。

※ 弔慰金・家族弔慰金請求書は組合員とその被扶養者が非常災害によって死亡した場合になります。

※ 組合員が死亡した場合は、遺族に遺族厚生年金が支給されます。個別に給付班(長期)から連絡します。

※ 互助会員が死亡した場合、死亡弔慰金及び退会餞別金については、親族がその者の死亡当時その者と生計を共にしていない場合であっても、請求することができます。

※ 遺児育英資金給付金については、臨時的任用職員及び会計年度任用職員の会員は、対象となりません。